

## 処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

根 抠 条 項：第7条第1項

処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定の取消し

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条（第7号及び第8号を除く。）（自動車運転代行業の要件）、第4条（認定）

処 分 査 基 準：

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。

- ・ 法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。

問 い 合 わ せ 先：

交通部交通企画課企画係（電話 0742-23-0110）又は管轄警察署交通課（係）

備 考：

## 処 分 基 準

平成20年7月1日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

根 抱 条 項：第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第22条の2第1項

処 分 の 概 要：最高速度違反行為に係る指示

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

処 分 基 準：

「最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、自動車運転代行業者が使用する車両（代行運転自動車を含む。）について通常行うべき運行の管理を十分に行っていなかったため、その結果としてその車両について最高速度違反が行われたと認められるような場合であり、具体的には、

- ・ 自動車運転代行業者が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関する最高速度違反行為を誘発するような行為をしていた場合
- ・ 同一の車両について、最高速度違反が繰り返されたような場合
- ・ 自動車運転代行業者が使用する複数の車両（代行運転自動車を含む。）について最高速度違反が行われたような場合

などである。

問い合わせ先： 交通部交通企画課企画係 （電話 0742-23-0110）

備 考：

## 処 分 基 準

平成20年7月1日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

根 抱 条 項：第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第58条の4

処 分 の 概 要：過積載車両に係る指示

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

処 分 基 準：

「過積載を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、自動車運転代行業者が、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について過積載が行われたと認められるような場合であり、具体的には、

- ・ 自動車運転代行業者が、運転者に対して、過積載をすることを誘発するような行為をしていた場合
- ・ 同一の車両について過積載走行が繰り返されたような場合
- ・ 自動車運転代行業者が使用する複数の車両について過積載が行われたような場合などである。

問い合わせ先： 交通部交通企画課企画係 （電話 0742-23-0110）

備 考：

## 処 分 基 準

平成20年7月1日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

根 抱 条 項：第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第66条の2第1項

処 分 の 概 要：過労運転車両に係る指示

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

処 分 基 準：

「過労運転行為を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、自動車運転代行業者が使用する車両（代行運転自動車を含む。）について通常行うべき運行の管理を十分に行ってないため、その結果としてその車両について過労運転が行われたと認められるような場合であり、具体的には、

- ・ 自動車運転代行業者が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関する過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合
- ・ 同一の車両について、過労運転が繰り返されたような場合
- ・ 自動車運転代行業者の使用する複数の車両（代行運転自動車を含む。）について過労運転が行われたような場合

などである。

問い合わせ先： 交通部交通企画課企画係 （電話 0742-23-0110）

備 考：